

「障害者社会参加促進事業補助金」Q&A

【趣旨・概要】

No	問	答
1	この補助金の目的は何ですか？	障がい者（児）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者（児）、その家族又は地域住民等による団体によって行われる自発的な取組（事業）を支援するものです。
2	障がい者のために福祉活動をしている団体であれば、この補助金は交付されますか？	本制度は、補助対象団体が行う「事業」に対して補助する事業補助です。福祉活動をしていることをもって、すぐに補助が受けられるわけではありません。団体が行う事業のうち、趣旨に合うもの一つを選んで、申請してください。
3	当団体は、市が行わない細やかな支援を行っています。（一つの）事業に対してではなく、当団体自体へ補助してもらえないでしょうか？	この補助金は、事業に対する補助（事業補助）であって、団体自体への補助を目的としていません。各団体が行う、障がい者（児）の自立した日常生活及び社会生活に資する「自発的な取組（事業）」の支援を目的とするものです。

【対象者】

No	問	答
4	補助対象者について、構成員の数が10人以上の団体と募集要項にありますが、10人に満たない場合は対象になりませんか？	この補助金は、個人の活動ではなく団体の活動を対象としています。団体活動が可能な人数として、10人という一定の基準を設定しており、基準に満たない場合は対象になりません。
5	活動拠点は吹田市にあります。が、団体の構成員の大半が吹田市民ではありません。対象になりますか？	団体の活動拠点が市内にあれば対象となります。ただし、団体の活動目的、主たる活動場所、申請事業の実施場所等を総合的に勘案し、本市との関係性が希薄と考えられるときは対象外となります。
6	定款、規約、会則等による運営がなされている団体とありますが、団体に法人格は必要ですか？	団体に法人格は必要ではありません。障がい者やその家族による団体、支援者やボランティアによる団体といった任意団体が対象となります。「会則等による運営」という条件は、この補助金が団体を対象としたものであることから、団体として組織されているかを判断する指標として付しています。
7	募集要項に「国、地方自治体その他公的機関から他制度による給付等を受けていないこと」とありますが、具体的にはどのようなものですか？	国、都道府県、他市町村からの「補助金」や、「障がい福祉サービス」の提供に伴う「介護給付費」が相当します。これらの給付を受けている団体は、補助の対象になりません。
8	社会福祉法人は対象となりますか？	社会福祉法人は、極めて高い公益性を有する非営利法人であり、また、社会福祉法第24条第2項により、地域における公益的な取組を行う責務が課されていることから、当該補助金の対象としては想定しておりません。

【事業・経費】

No	問	答
9	経費全般について、対象外となるものは、どのようなものですか？	次の経費は、対象外です。 ①職員の人件費、光熱水費、家賃など団体の運営に要する経費、②事業の実施に関する打合せ、会議、下見、準備、リハーサル等に要する経費、③個人給付的な飲食費及び宿泊費 なお、これら以外にも、補助金の趣旨に合致しない経費は対象外です。
10	本団体は障がい者を会員とする団体です。団体外部から参加者を募らなくても、よいではありませんか？	団体内部での行事は団体への補助と同じ結果になるため、本補助金の対象外です。団体外部のに情報を提供し、参加を促すよう工夫してください。

【手続き】

No	問	答
10	手続の流れは、どのようなものですか？	次のようになります。 ①補助金交付申請（申請団体→市） ②補助金交付決定（市→申請団体 補助金交付決定通知書を交付） ③補助金請求（申請団体→市） ④補助金交付（市→申請団体 補助金の振込） ⑤事業の実施 ⑥実績報告（申請団体→市） ⑦補助金額の確定（市→申請団体 補助金交付額確定通知書を交付） ※確定額が既に交付のあった補助金額より少ない場合、返納
11	補助金の募集時期は、いつですか？	毎年、期間を定めて募集します。年度当初（4月～5月）を予定していますが、その都度、募集要項をご確認ください。なお、追加で募集する場合は、ホームページで告知します。
12	事業の実施を2月に予定していますが、年度当初の募集時期に詳細が決まっています。どうすればいいですか？	事業費は、申請時点の見積額で構いません。ただし、事業内容が固まっていないのであれば、詳細が決まってから申請してください。
13	応募者多数の場合はどうなりますか？	予算の範囲内で補助金を支出するため、予算額を超えるような応募があった場合、審査委員による審査を行い、後日、交付決定の可否（交付額含む。）を文書により通知します。 なお、審査は、募集要項にお示ししている審査基準に従って行います。
14	申請書類について、団体の前年度決算書とありますが、当会では、その都度参加者から会費を徴収する会費制としており、決算がありません。この場合、どうすればいいですか？	任意団体で、行事ごとに会費を精算している場合、直近の行事の決算書を提出してください。その他、必要に応じてお問い合わせください。
15	当会では、会報を発行していません。「活動内容がわかるもの」とはどのようなものになりますか？	任意団体で、会報を発行していない場合は、活動内容を紹介しているホームページ等を示してください。その他、必要に応じてお問い合わせください。